

静岡県告示第727号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年11月18日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年11月18日

静岡県知事 鈴木康友

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
県道	掛川浜岡線	菊川市高橋字上壱町田2408番の2地内	前	—	15.0
			後	4.2～15.9	36.4

=====

静岡県告示第728号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年11月18日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年11月18日

静岡県知事 鈴木康友

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
県道	大東菊川線	菊川市高橋字上壱町田2408番の2地内	前	13.3～25.6	28.0
			後	25.6～39.1	28.0